⑿　国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

一部の指定半島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、指定半島地域の活性化又は指定半島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、滞在交流型観光や長期滞在型の交流等の取組を通じ、交流人口及び関係人口の増大を図るとともに、指定半島地域と指定半島地域外、指定半島地域同士も含めた地域間及び大学、ＮＰＯ等の連携により、互いにメリットのある持続性の高い交流を促進する必要がある。

その際には、指定半島地域の住民と他地域の人々との相互理解を進めるとともに、地域に対する理解と関心を深めてもらえるような取組を促進していくことが重要である。加えて、指定半島地域と他の指定半島地域との人材交流やネットワークを構築する取組も重要である。

⒀　移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に関する基本的な事項

人口減少や高齢化が進展している指定半島地域において、持続可能な地域社会を構築し、引き続き、食料の安定供給等の重要な役割を果たしていくためには、特に若年層等の移住を促進し、定住につなげていくことが重要である。

また、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図ることにより、指定半島地域への人の流れを創出・拡大することも有効であり、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識した上でより具体的な戦略を立てつつ、地域の多様な主体が一体となって、一貫した受入及び支援を行う必要がある。

交流活動の拠点とするため、宿泊滞在施設や学習の場として、例えば、空家や廃校舎の利活用を図ることが有効と考えられる。

加えて、地域の振興に寄与する人材を確保及び育成することにより、産業の振興及び交流の促進等に努めていくことが必要である。

具体的には、特産品の開発等の場合、指定半島地域外での経験を有している者の知見や視点が有効であることから、指定半島地域出身者等の外部人材の活用に努めることが重要である。この際、組織的な支援が必要となる場合には大学等を活用することも有効である。

また、人材の確保及び育成のための条件整備も必要であり、例えば、担い手となる人材を受け入れるための一時的な滞在施設として空家を活用することが有効である。

このほか、都道府県及び市町村における関係職員が指定半島地域の振興に資する取組へ積極的に関与することも重要である。

⒁　水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項

一般に傾斜地が多いなど地形が複雑であり、主要道路の代替性が低い等の特徴がある半島は、災害により孤立集落が発生しやすく、地域経済の円滑な運営に支障が生じやすいと考えられる。これを防止するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化基本計画を踏まえ、事前防災、減災等を含む所要の対策を進める必要がある。これらの施策については、同法に基づく国土強靱化地域計画にも位置付け、同計画と半島振興計画の整合を図ることが重要である。また、施策の進捗度を定量的に把握するため、半島振興計画においてＫＰＩ（重要業績指標）を設定することが重要である。

取組に当たっては、ハード面だけでなく、ソフトとハードの両面から、十分な備えについて検討し、半島防災のための施策の推進とその実効性の確保に努めることが重要である。

具体的には、まずハード対策として、被害の未然防止、避難の円滑化等に資する交通施設、供給施設及び処理施設、国土保全施設等の整備等を図るとともに、災害発生時において、指定半島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政無線設備、通信設備等の整備を図ることが必要である。

なお、改正法では、令和６年能登半島地震において防災上の必要性が改めて明らかになった施設を中心に、道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設との文言が追加されたが、災害時に活用が期待される井戸、地下水等についてもこれに含まれる。

また、ソフト対策として、津波・高潮等のハザードマップの整備や防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等にも取り組む必要がある。加えて、これらの災害等に対しては、指定半島地域外への緊急避難、令和６年能登半島地震を踏まえた道路法（昭和27年法律第180号）や港湾法（昭和25年法律第218号）の改正による発災時における道路啓開や港湾の施設利用についての事前の取決め等も含めて、地域防災計画等との整合を図りつつ、体制整備等の安全対策を講じておくことが必要である。

特に令和６年能登半島地震の状況を踏まえると、自立・分散型の地域づくりは非常に重要であり、防災道の駅などを活用しつつ、再生可能エネルギーを活用した非常用電源、人工衛星を利用した通信設備等を備えた拠点を整備するとともに、平時から災害時を見据えた体制を整備しておくことが重要である。とりわけ、地域の防災力の向上を図るためには、その中核となる消防団等の充実強化が必要であると考えられる。

三方を海に囲まれている半島の地理的状況を踏まえると、復旧及び復興の局面では、陸路だけでなく、海路や空路、すなわち港湾・漁港や空港も非常に重要である。

洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、高潮及び侵食等による被害から指定半島地域を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進する。

⒂　前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的な事項

①　感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

指定半島地域においては、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるようにすることが重要である。

②　生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の著しい減少等によって、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落は、医療や介護、買い物、交通等といった日々の生活に必要な機能を維持するのが厳しい状況にある。

市町村においては、このような集落の住民が日常生活を営むために、公の施設（公民館、図書館等）、郵便局等を活用して必要な環境の維持等を図ることが重要である。国及び都道府県においては、当該市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣等の援助を行う必要がある。

取組に当たっては、地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村に寄り添った伴走支援を実施する「地方創生伴走支援制度」や、条件不利地域を有する市町村の地域課題解決を支援する「地方応援隊」等の活用が有効である。

５．その他の事項

⑴　半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

都道府県は、半島振興計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価等を行うため、半島振興計画のフォローアップを定期的に行うことが望ましい。また、国は、それらの結果を集約し、新たな課題等について把握した内容を都道府県にフィードバックすることで指定半島地域における半島振興施策の適切な実施を支援する。

国は、改正法の施行後５年を経過した場合において、改正法による改正後の法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行う。

⑵　協議会

指定半島地域が自立的発展を遂げていくには担い手の確保が重要であり、地方公共団体だけでなく民間の参画も含めた多様な主体が連携し、官民連携で半島振興施策の推進が図られることが望ましい。

そのために、法第15条の７で新設された、都道府県、市町村、半島振興に取り組む団体等が半島振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会の仕組等を活用し、主体的に半島振興施策を推進することが重要である。